

改訂意匠審査基準

(原案)

平成13年10月

意匠審査基準室

「改訂意匠審査基準」について

「意匠審査基準」は、意匠審査における意匠法の統一的な条文解釈及び運用を図るためのものであり、古くは昭和5年頃に「意匠審査取極」として既に存在し、その後昭和34年改正意匠法に対応すべく昭和43年6月に公表された「意匠審査基準」が数度の若干の追加修正等を経つつも約30年以上に渡り活用されてきた。

その後、平成10年に大幅な意匠法の改正が行われ、更に平成11年においても一部の条文について意匠法の改正が行われ、その改正条文の解釈及び運用に関し、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」において統一的な運用を図ってきたが、審査実務においては、それらに加え、既存の「意匠審査基準」をも併せ読む必要があった。

このような状況を踏まえ、意匠審査基準室では、今回「改訂意匠審査基準」として、既存の「意匠審査基準」、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」に基づき、意匠の審査実務に関わる条文ごとに上記視点から再編集をし、公表することとなった。

平成13年10月
意匠審査基準室

意匠審査基準 沿革

昭和43年 6月12日
昭和60年 6月27日一部追加
昭和60年 6月27日一部改正
昭和60年12月11日一部修正
昭和62年 3月 5日一部追加
昭和63年 3月15日一部追加
平成 元年 3月23日一部追加
平成 5年 4月23日一部修正
平成 5年11月 8日一部修正
平成 6年 6月16日一部修正
平成13年 月 日全面改訂

備考

本審査基準は、既存の「意匠審査基準」、「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成11年改正意匠法 意匠審査の運用基準」に基づいて作成されたものではあるが、一部の条文の規定の適用について、それらに記載された審査基準を変更した部分もあることから、本審査基準については、現在特許庁に継続中の意匠登録出願への影響を考慮し、平成14年1月1日（予定）以降に出願された意匠登録出願に対して適用する。

改訂意匠審査基準（原案） 目次

| | | |
|------|---------------------------|-----|
| 第1部 | 願書・図面 | |
| 第1章 | 意匠登録出願 | 1 |
| 第2章 | 意匠登録出願に係る意匠の認定 | 3 |
| 第2部 | 意匠登録の要件 | 4 |
| 第1章 | 工業上利用することができる意匠 | 5 |
| 第2章 | 新規性 | 15 |
| 第3章 | 創作非容易性 | 24 |
| 第4章 | 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外 | 42 |
| 第3部 | 新規性の喪失の例外 | 49 |
| 第4部 | 意匠登録を受けることができない意匠 | 54 |
| 第5部 | 意匠登録の手続的要件 | 57 |
| 第1章 | 一意匠一出願 | 57 |
| 第2章 | 先願 | 60 |
| 第6部 | 個別の意匠登録出願 | 65 |
| 第1章 | 部分意匠 | 65 |
| 第2章 | 組物の意匠 | 92 |
| 第3章 | 関連意匠 | 103 |
| 第7部 | 願書・図面等の記載の補正 | 107 |
| 第1章 | 補正 | 107 |
| 第2章 | 補正の却下 | 109 |
| 第8部 | 特殊な意匠登録出願 | 112 |
| 第1章 | 意匠登録出願の分割 | 112 |
| 第2章 | 出願の変更 | 115 |
| 第3章 | 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例 | 118 |
| 第4章 | 補正後の意匠についての新出願 | 119 |
| 第9部 | パリ条約による優先権等の主張の手続 | 120 |
| 第10部 | その他 | |
| 第1章 | 特徴記載書 | 124 |
| 別添 | 組物の意匠 構成物品表 | 125 |

凡例

1. 全体において読み替えるもの

- 「願書に添付した図面等」 = 願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本
- 「電子的意匠情報」 = インターネットを通じて得られる意匠情報
- 「当業者」 = その意匠の属する分野における通常の知識を有する者
- 「公知」 = 公然知られた
- 「周知」 = 広く知られた
- 「出願に係る意匠として開示された意匠」 = 先願の意匠登録出願の意匠に係る物品について開示された意匠
- 「一組の図面」 = 立体的な意匠の場合は、正投影図法により同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図。平面的な意匠の場合は、同一縮尺で作成された表面図及び裏面図
- 「その他必要な図」 = 一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断図端面図、拡大図、斜視図その他必要な図
- 「構成物品」 = 願書に添付した図面等に表される二以上の物品の各々
- 「公開意匠」 = 創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して（意匠法第4条第1項）、又は、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して（意匠法第4条第2項）、日本国内又は外国において公然知られた意匠（意匠法第3条1項第1号に規定する意匠）又は日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠）
- 「別表第一」 = 意匠法施行規則別表第一
- 「本意匠」 = 自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠
- 「別表第二」 = 意匠法施行規則別表第二
- 「定められた構成物品」 = 「構成物品表」に定められた構成物品

2. 一部において読み替えるもの

- 「形態」 = 形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合
ただし、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」においては、「形態」とはいわない。これは、意匠法第2条第1項に規定される「形状、模様若しくは

は色彩又はこれらの結合」は意匠の構成要件として物品と混然一体となるものであるのに対し、意匠法第3条第2項に規定される「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」とは、物品を離れた形状のみ、或いは、模様のみ、といった独立した要素、又はこれら独立した要素の結合を意味することから、両者の違いを明確にするためである。